

佐賀市立北川副小学校 体育施設開放事業

令和5年5月

サッカーゴールを利用する場合の遵守事項

(佐賀市立北川副小学校体育施設開放事業実施規約 第12条 別表3による)

他県では、サッカーゴールの転倒による死亡事故も発生しています。以下の点を遵守していただき、安全な使用をお願いします。

1 使用する場合

- (1) 事前に児童にサッカーゴールの転倒等の危険性を伝え、安全な使用について十分に注意・説明すること。
- (2) サッカーゴール（大型）を使用する場合には、ゴールの4隅、及び後方中央2点の合計6点（写真1 A～F）を金属製の杭（写真2、3）で固定する。

写真1

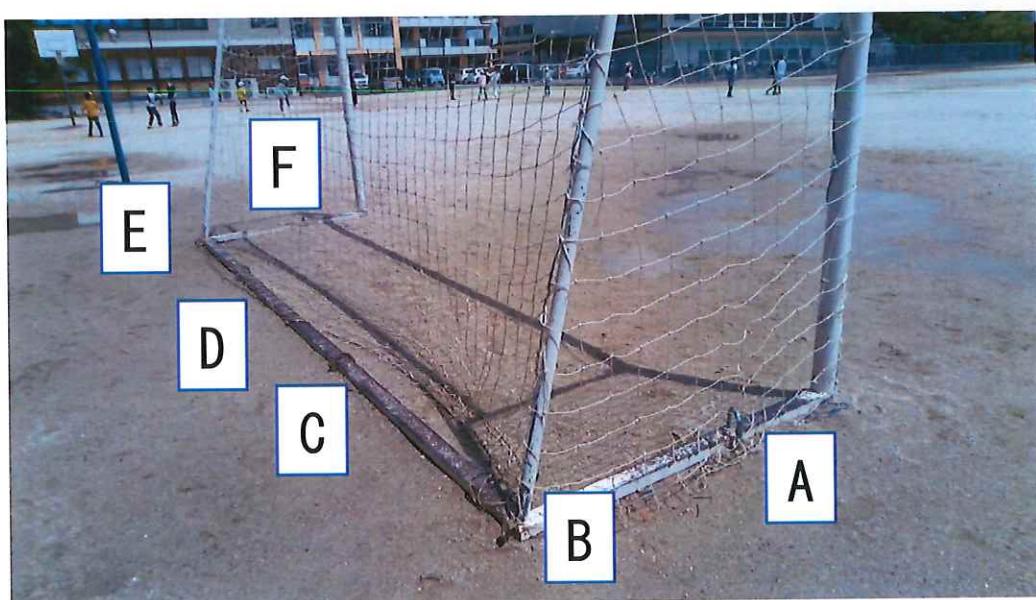


写真2

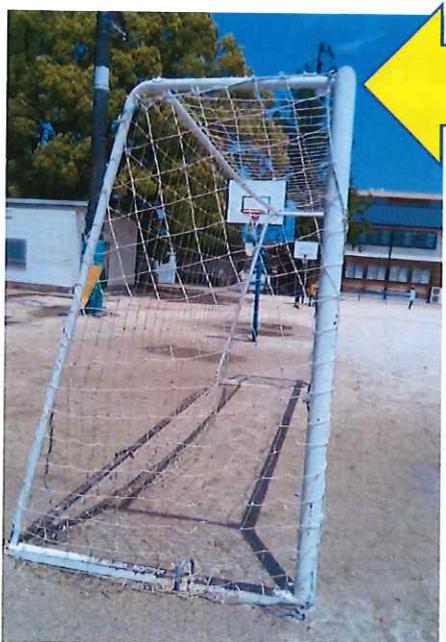


写真3



(2) 固定後、保護者がサッカーゴールの上方の鉄棒（写真4）にぶら下がる、押すなどして、転倒の危険性がないか十分に確認すること

写真4



上方の鉄棒

2 使用後

使用後は、運動場東側、西側の所定の位置（写真5、6）に戻すこと。

写真5（運動場 西側 少年野球倉庫の北側）



- ①サッカーゴール上部を東側に向ける。
- ②所定の位置に無断使用の禁止の札を設置すること。

写真6（運動場 西側）



- ③サッカーゴールとフェンスの間から子どもが入らないように隙間をつくらないようにする。

写真7（運動場 東側）



- ④サッカーゴール上部を南側に向ける。
- ⑤所定の位置に無断使用の禁止の札を設置すること。
- ⑥トイレの壁とサッカーゴールの間は、子どもが入れないようにする。
- ⑦排水管に接触しないよう注意。

写真8（運動場 東側）



⑧サッカーゴールの下部の突起が
トイレの壁より西側に出ないよう
にする。

3 その他

- 施設使用について生じた事故については、使用者の責任となります。（規約第14条）
- 使用したものを破損、損傷させた場合には、速やかに学校に届けるとともに、その損害を賠償していただくことになります。 （規約第15条）